

**テーマ** : 財団社団法人制度の改革

### **一般社団法人・財団法人法について**

- (1) 従来民法上の法人であった社団法人及び財団法人については、平成 20 年 12 月 1 日に施行された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(民法 38 条以下削除)によって、剰余金の分配を目的としない法人については、公益目的の有無を問わず法人の設立が認められることとなった。
- (2) 他方、一般社団法人及び一般財団法人については、ガバナンスが改善され、一般社団法人は、社員総会、理事のほか、理事会を設置する場合には監事の設置が必要的とされ、一般財団法人については、評議員と理事を兼任することができないこととされた。また、大規模(規模 200 億以上)一般社団法人・一般財団法人については、会計監査人の選任が必要的とされている。

### **公益法人制度について**

- ① 平成 20 年の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行前は、民法上の社団法人、財団法人を総称して「公益法人」と言っていたが、同法施行後は、公益法人とは、一般社団法人及び一般財団法人のうち、「公益法人認定法」に基づく公益法人認定を受けた法人を指すこととなった(以下新公益法人を単に「公益法人」という。)
- ② 公益法人の認定にあたっては、法定の公益目的の事業を行っており、かつ当該公益目的に 50%以上の費用を費やすこと、公益目的事業の収支が原則として赤字であること(収支相償基準)、などの厳しい要件が付されている。

### **民法上の社団法人・財団法人の処理**

- (a) 従来の社団法人、財団法人は、特例法により一般社団法人及び一般財団法人法の施行から 5 年間は、特例民法法人とされているが(公益法人整備法 40 条)、その間に、つまり本年 11 月 30 日までに公益法人ないし一般社団法人又は一般財団法人としての認定申請をしなければならない。
- (b) 特例民法法人が公益認定を受けられなかった場合には、一般社団法人又は一般財団法人となるが、上記期間内に申請そのものがない場合には、当該法人は解散したものとみなされる(整備法 46 条、110 条、121 条)。

### **総括**

今回の法人制度改革は、公益法人制度について焦点が当てられがちであるが、税制上の

優遇措置はなくなったものの、一般社団法人及び一般財団法人法により、一般法人の使い勝手は格段に改善されており、今後、制度としての利用価値は増大すると考えられる。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.9 は、「民事審判手続について」(13C3)の予定(2013/12 発行予定)としております。

以上